



役場だより

令和6年3月1日 発行
宇治田原町建設環境課
TEL (0774) 88-6639
FAX (0774) 88-3231
E-mail junkan@town.ujitawara.lg.jp
URL <https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

3月から4月にかけて、進学・就職・転勤等で引っ越しをされる方も多くなり、ご家庭の不用品等を整理し、「ごみ」として出されることが増えるため、『ごみの分け方・出し方』に関して、お問合せをいただきます。特にお問合せの多い「**大型ごみ**」・「**ごみの自己搬入・処理委託**」についてまとめましたので、ご確認のうえ、適切なごみの処理にご協力をお願いします。

【大型ごみ】（収集日） A地域（岩山・禅定寺・立川・湯屋谷・荒木・奥山田）：毎月第2・4火曜日
B地域（高尾・郷之口・贅田・銘城台・南・緑苑坂）： 毎月第2・4月曜日

「**大型ごみ**（長辺1m以上2m未満のもの）」を出す場合は、**役場に事前申込が必要**です。

1軒につき、1回あたり3個まで出すことができます。

分解、切断、折りたたむなどをし、1m未満にして出せるものは、「ごみ」と表示して**燃やさないごみ**に出してください。（長辺が2m以上のものや、事業活動に伴い発生したものを出すことはできません。）

《申込方法》

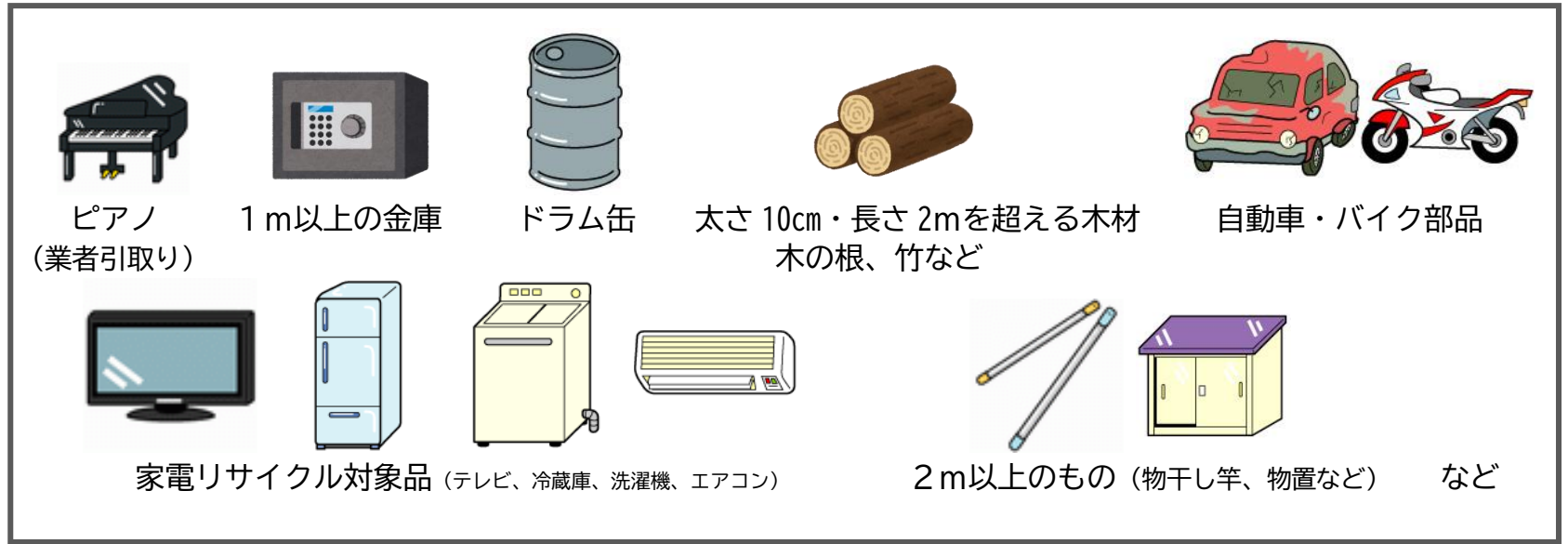
- ① 収集日前週の水曜日（祝日など役場閉庁日の場合はその前の平日）までに役場建設環境課へ電話で申込みをしてください。【受付：平日8:30~17:15】
- ② 氏名、電話番号、出す物品、使用されているごみステーションの場所を伝えてください。
- ③ 申込み時に役場からお伝えした受付番号をごみに表示（A4サイズ程度の紙に書いて貼り付け）し、収集日にごみステーションに出してください。

《出せる大型ごみの例》

						
ベッド (マットレスは別個に)	マットレス	本棚	タンス	サイドボード	イス・ソファ	テーブル
						
食器棚	マッサージ チェア	トタン板	畳	ゴルフクラブ	スキー板	自転車 など

●テーブルとイス、畳、ゴルフクラブなどセットになっているものでも個別に使用できるものは、それぞれを1個・1枚・1本、スキー板などセットで使用が前提のものはセットで1個とします。
●重ねたり束ねたりできるものでも1枚・1本を1個とします。

《出せない大型ごみの例》※長さが2mを超えるものでも切るなどして短くすることができれば、出すことができます。



【ごみの自己搬入・処理委託 (収集・運搬・処分)】

大型ごみなど、一度に大量のごみを処分する場合は城南衛生管理組合へ自己搬入ができます。ご自身で運搬ができない場合、運搬を町の一般廃棄物処理業許可業者 (下記の表・許可番号順) に委託することができます。

※一般廃棄物の処理 (収集・運搬・処分) を許可業者以外に委託しないでください。
 また、農林・商工業等事業活動に伴い発生する一般廃棄物 (事業系) は自己搬入するか、許可業者へ委託してください (産業廃棄物は府許可業者へ)。

《**手続方法**》

- 役場開庁日に搬入するごみを種類ごと (可燃・不燃・土砂) に分けて搬入車両に積み、役場で手続きをし、承認を受けてから処理場へ運搬してください。
手続きの際、ごみを搬入される方等の住所地を確認しますので、運転免許証等をお持ちください。
 【処理場の受入時間】 8:30~16:00 (正午~13:00除く)
- 処理場では規定の手数料をお支払いください。
 【手数料】 可燃・不燃 1,500円
 埋め立て (土砂) 1,200円 (いずれも100kgまでごと)
- 運搬等を委託される場合は、右記の業者に直接ご連絡ください。

《宇治田原町一般廃棄物処理業許可業者》

	業者名	連絡先	取り扱い種別
01	城南綜建	53-1006	事業系
02	(株)カンポ	075-933-6030	事業系
03	(有)アクトムラカミ	88-2172	家庭系・事業系
04	環境サービス(株)	88-3342	家庭系・事業系
05	日本ウエスト(株)	075-604-1655	事業系
06	(株)ナプラス	54-1007	家庭系・事業系
07	カノックス環境サービス(株)	075-981-1069	家庭系・事業系
08	(株)協栄開発	88-5661	家庭系・事業系
09	安田産業(株)	075-604-5353	家庭系・事業系
10	中央環境保全(株)	82-4118	家庭系・事業系
11	ホームケルン(株)	63-7155	家庭系・事業系
12	エコスター(有)	33-5117	家庭系・事業系
13	(有)キョーカン	28-6900	家庭系・事業系

正しくごみを処分するには、お金がかかります！ 「無料」・「低額」の言葉には裏があるかも…！？

安易に無許可の「不用品回収」に頼むと、高額な引取手数料を請求されたり、不法投棄に加担することに！？

